## 〇宍粟市環境基本条例

平成17年4月1日

条例第 123 号

#### 目次

- 第1章 総則(第1条—第5条)
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策
- 第1節 施策の策定等に係る指針(第6条)
- 第2節 環境基本計画(第7条・第8条)
- 第3章 環境適合型社会の形成
- 第1節 環境に適合した持続的発展が可能な社会の形成(第9条)
- 第2節 環境の保全と創造に関する施策等(第10条—第18条)
- 第4章 公害の防止等
- 第1節 公害の防止等に関する施策の推進(第19条)
- 第2節 地域の快適な生活環境の確保等(第20条—第32条)
- 第3節 資源の循環的な利用の促進(第33条・第34条)
- 第5章 自然環境の保全
- 第1節 自然環境の保全に関する施策の推進(第35条)
- 第2節 自然環境の保全のための指導等(第36条)
- 第3節 自然環境保全地区(第37条—第42条)
- 第6章 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造
- 第1節 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する施策の推進(第43条)
- 第2節 緑化の推進(第44条・第45条)
- 第3節 公共施設の修景(第46条)
- 第4節 環境美化の促進(第47条—第57条)
- 第7章 地球環境の保全等
- 第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進(第58条)
- 第2節 地球の温暖化の防止(第59条)
- 第8章 環境審議会(第60条)
- 第8章の2 環境保全協議会(第60条の2)
- 第9章 雑則(第61条—第65条)
- 第10章 罰則(第66条)

附則

#### 第1章 総則

#### (目的)

第1条 この条例は、環境の保全と創造について、基本理念を定め、並びに市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、環境の保全と創造に関する施策の基本となる事項その他必要な事項を定めることにより、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって現在及び将来の市民の健康で安全かつ快適な生活の確保に資することを目的する。

# (定義)

- 第2条 この条例において「環境の保全と創造」とは、健全で恵み豊かな環境の保全及びゆとりと潤いのある環境の創造をいう。
- 2 この条例において「環境への負荷」とは、人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 3 この条例において「公害」とは、環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる相当範囲にわたる大気の汚染、水質の汚濁(水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。)、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下(鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。)及び悪臭(以下「大気の汚染等」という。)によって、人の健康又は生活環境(人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。)に係る被害が生ずることをいう。

#### (市の責務)

第3条 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、これを実施するものとする。 2 市は、環境への影響に関わる施策の策定及び実施に当たっては、環境の保全と創造を優先し、環境への負荷の低減その他必要な措置を講じるものとする。

#### (事業者の青務)

- 第4条 事業者は、自らの事業活動に伴って生じる公害を防止し、その事業活動が環境に配慮されたものとなるよう工場等(工場、事業所等事業を行う場所をいう。以下同じ。)の緑化、ごみの散乱防止等に必要な措置を講じなければならない。
- 2 事業者は、その事業活動に係る製品その他の物が廃棄物となった場合にその適正な処理が図られることとなるように必要な措置を講じなければならない。
- 3 前2項に定めるもののほか、事業者は、環境の保全上の支障を防止するため、その事業活動に係る製品その他の物が使用され、又は廃棄されることによる環境への負荷の低減に資するよう努めなければならない。
- 4 前3項に定めるもののほか、事業者は、地域における環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する環境の保全と創造に関する施策に協力しなければならない。

## (市民の責務)

- 第5条 市民は、環境の保全と創造に関する意識を高め、環境の保全上の支障を防止するため、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めなければならない。
- 2 前項に定めるもののほか、市民は、地域における環境の保全と創造に自ら努めるとともに、市が実施する 環境の保全と創造に関する施策に積極的に協力しなければならない。
- 第2章 環境の保全と創造に関する基本的施策
- 第1節 施策の策定等に係る指針
- 第6条 環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項の確保を 旨として、総合的かつ計画的に行わなければならない。
- (1) 市民が健全で恵み豊かな環境の恵沢を享受するとともに良好な環境が将来にわたって維持されること。
- (2) 公害の防止並びに環境の有限性を認識し、環境への負荷の少ない日常生活及び事業活動が公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われることによって、持続的発展が可能な社会が構築されること。
- (3) 生態系に配慮し、豊かな自然環境と生活との調和を図るとともに健全で快適かつ文化的な生活が実現されること。

# 第2節 環境基本計画

(環境基本計画の策定)

- 第 7 条 市長は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を定めるものとする。
- 2 環境基本計画は、環境の保全と創造に関する施策を推進するための必要な事項について定めるものとする。
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、あらかじめ宍粟市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めたときはこれを公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

## (環境基本計画と他の計画との整合)

第8条 市は、環境に影響を及ぼすと認められる施策に係る計画を策定するに当たっては、環境基本計画との整合を図るものとする。

# 第3章 環境適合型社会の形成

第1節 環境に適合した持続的発展が可能な社会の形成

第9条 市、事業者及び市民は、公平な役割分担の下に、自発的かつ積極的に環境の保全と創造に関する活動に取り組むとともに、相互に協力及び連携を行うことにより、環境に適合した持続的発展が可能な社会の形成を図るものとする。

# 第2節 環境の保全と創造に関する施策等

(環境に関する教育及び学習の推進)

第 10 条 市は、環境への負荷の低減を図るため、事業者及び市民が環境についての理解を深め、環境に配慮した生活又は活動が促進されるよう教育及び学習の推進に努めるものとする。

#### (情報の提供)

第 11 条 市は、環境の保全と創造に関する情報を適切に提供するよう努めるものとする。

#### (調査の実施)

第 12 条 市は、環境の状況に関する調査その他の環境の保全と創造に関する施策に必要な調査を実施するものとする。

### (規制措置等)

第 13 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を推進するため必要があると認めるときは、規制及び指示又は指導等の措置を講じるものとする。

#### (公共施設の整備等)

第 14 条 市長は、公園、緑地その他の公共施設の整備に当たっては、環境への負荷の低減を図るとともに、 自然環境と調和した良好な環境の保全が図られるよう必要な措置を講じるものとする。

2 市長は、公共施設の建設及び維持管理に当たっては、資源及びエネルギーの有効利用並びに廃棄物の減量が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

## (事業者等に対する措置)

第 15 条 市は、事業者、市民又はこれらの者の組織する民間の団体の環境の保全と創造に資する自発的な活動が促進されるよう必要な措置を講じるものとする。

## (監視体制の整備等)

第 16 条 市長は、公害その他の環境の状況を的確に把握するため、必要な監視、測定等の必要な監視体制の整備に努めるものとする。

## (推進体制の整備)

第 17 条 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的かつ効率的に推進し、調整するための必要な体制を整備するものとする。

#### (環境影響評価)

第 18 条 市は、土地の形質の変更、工作物の新築等の事業を行う事業者が、当該事業に係る環境への影響を 事前に調査し、予測又は評価を行い、その結果に基づき、当該事業が環境に配慮されたものとなるよう必要 な措置を講じるものとする。

### 第4章 公害の防止等

第1節 公害の防止等に関する施策の推進

第 19 条 市は、公害その他の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障の防止等を図るため、地域の 快適な生活環境の確保等環境の保全と創造に関する施策を推進するものとする。

#### 第2節 地域の快適な生活環境の確保等

#### (事業者による監視)

第20条 事業者は、大気の汚染等の状況を常時監視するとともに、ばい煙等(ばい煙、粉じん、汚水、騒音、振動及び悪臭をいう。以下同じ。)の発生源、発生原因及び発生状況について必要な調査を行うものとする。

#### (公害防止の配慮)

第21条 市は、都市開発、土地利用計画等の開発及び整備に関する施策の策定及び実施に当たっては、公害の防止について万全を期さなければならない。

## (公害以外の環境の保全上の支障の防止)

第22条 市は、公害以外の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障についても、これを防止するために必要な措置を講じるものとする。

## (事業者による地域の快適な生活環境の確保等)

第 23 条 事業者は、その事業活動により発生させるばい煙等の排出量が法令等に適合する場合等において も、地域の快適な生活環境を確保するため、排出量の減少に努めなければならない。

2 事業者は、公害以外の人の健康又は生活環境に係る環境の保全上の支障についても、これを防止するよう努めなければならない。

#### (操業等の制限)

第 24 条 都市計画区域内の人家連たんした地域において現に工場を操業し及び牛、馬、豚、鶏、愛がん動物

等(以下「家畜」という。)を飼育をしている者は、公害防止措置を講じなければならない。

#### (屋外作業の制限)

第 25 条 工場等において、屋外で騒音又は粉じん(塗料粉じんを含む。)を発生させる作業をしてはならない。ただし、やむを得ずこれらの作業をする場合は、作業開始の日の 7 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出をし、許可を受けなければならない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 屋外作業の種類
- (3) 屋外作業の場所及び実施の期間
- (4) 公害等の防止の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

#### (燃焼行為の制限)

第26条 何人も、燃焼に伴いばい煙又は悪臭のあるゴム、硫黄、ピッチ、皮革、合成樹脂その他廃棄物を多量に燃焼させてはならない。ただし、燃焼炉の使用その他適切な処理の方法により燃焼させる場合は、この限りでない。

2 市長は、前項の規定に違反する行為をしている者があると認めるときは、その者に対し、当該行為の停止 その他必要な措置を命ずることができる。

#### (家畜の飼育等)

第 27 条 家畜を飼育しようとする者は、飼育する日の 30 日前までに、次に掲げる事項を市長に届け出なければならない。ただし、飼育する家畜の数が規則で定める数以下の場合は、この限りでない。

- (1) 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 家畜の種類及び飼育数
- (3) 飼育の場所
- (4) 公害等の防止の方法
- (5) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項

## (他の地方公共団体との協力)

第28条 市長は、公害の発生原因又は障害が他市町より生じたときは、当該公害の除去について、関係市町 に協力を求めるものとする。

#### (公害防止協定の締結)

第29条 市長は、快適な生活環境を確保するために必要と認めるときは、事業者に対して公害防止に関する協定の締結を求めることができる。

2 当該事業者は、前項の求めに応じて公害防止協定を締結し、当該協定事項を遵守しなければならない。

#### (苦情の処理等)

第30条 市長は、公害に関する市民の苦情について、関係行政機関と協力して速やかにその適切な処理に努めなければならない。

2 公害に関する苦情の処理及び紛争の処理に関し必要な事項は、規則で定める。

## (事業者に対する援助)

第31条 市は、事業者が行う公害を防止するための施設の設置及び改善につき、必要な資金のあっせん、助言その他の援助に努めるものとする。

## (市民の通報)

第32条 市民は、公害の発生状況等について、市長に通報しなければならない。

### 第3節 資源の循環的な利用の促進

(環境への負荷の低減に資する製品等の利用の促進)

第33条 市は、資源の循環的な利用、エネルギーの有効利用、廃棄物の減量促進及び再生資源その他の環境への負荷の低減に資する原材料、製品、役務等の利用が推進されるよう、自ら行動するとともにそのための必要な措置を講じるものとする。

#### (再生資源に係る回収活動の促進)

第34条 市は、資源の循環的な利用の促進を図るため、再生資源に係る回収活動が促進されるように、必要な措置を講じるものとする。

### 第5章 自然環境の保全

第1節 自然環境の保全に関する施策の推進

第35条 市は、自然環境の保全を図るため、自然環境の破壊の防止に努め、植生等の自然の保護及び回復等に関する施策を推進するものとする。

## 第2節 自然環境の保全のための指導等

第36条 市長は、自然環境の保全を図るため、事業者が行う工作物の新築等、土地の形質の変更、土石の採取等について必要な指導又は助言を行うものとする。

## 第3節 自然環境保全地区

### (指定)

第37条 市長は、自然環境を保全することが特に必要と認める地域を宍粟市自然環境保全地区(以下「自然環境保全地区」という。)として指定することができる。ただし、環境の保全と創造に関する条例(平成7年兵庫県条例第28号)で指定を受けた自然環境保全地域並びに兵庫県文化財保護委員会の指定を受けたもの、重要文化財及び宍粟市文化財保護条例(平成17年宍粟市条例第203号)で指定を受けたものは除く。

- 2 市長は、自然環境保全地区を指定をしようとするときは、宍粟市環境審議会の意見を聴くものとする。
- 3 市長は、自然環境保全地区を指定しようとするときは、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を公告し、その案を当該公告の日から2週間公衆の縦覧に供するものとする。
- 4 前項の規定による公告があったときは、当該区域に係る住民及び利害関係人は、同項の縦覧期間満了の日までに、縦覧に供された案について、市長に意見書を提出することができる。
- 5 市長は、自然環境保全地区を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。
- 6 自然環境保全地区の指定は、前項の規定による告示によってその効力を生ずる。
- 7 第2項及び前2項の規定は、自然環境保全地区の指定の解除及びその区域の変更について、第3項及び第4項の規定は、自然環境保全地区の区域の拡張について、それぞれ準用する。

## (財政上の措置)

第38条 市長は、自然環境保全地区を指定した場合は、当該地区を保護するため財政上の措置を講じるよう 努めるものとする。

#### (行為の規制)

第39条 自然環境保全地区内において、次に掲げる行為をしようとする者は、規則で定めるところにより、市長の許可を受けなければしてはならない。ただし、非常災害のために必要な応急措置として行う行為、次の第1号から第5号までに掲げる行為で森林法(昭和26年法律第249号)第25条第1項若しくは第2項の規定により指定された保安林の区域又は同法第41条の規定により指定された保安施設地区(以下「保安林等の区域」という。)内において同法第34条第2項(同法第44条において準用する場合を含む。以下同じ。)に規定する許可を受けた者が行う当該許可に係るものについては、この限りでない。

- (1) 建築物その他の工作物の新築、改築又は増築
- (2) 木竹の伐採
- (3) 鉱物の掘採又は土石の採取
- (4) 宅地の造成、土地の開墾その他土地の形質の変更
- (5) 河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為
- (6) 動植物の捕獲、殺傷又は採取若しくは損傷する行為
- (7) 前各号に掲げるもののほか、自然環境に影響を及ぼすおそれのある行為

## (許可及び届出)

第 40 条 前条の許可には、当該自然環境保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、条件を付することができる。

- 2 市長は、前条各号に掲げる行為で規則で定める基準に適合しないものについては、同条の許可をしないものとする。
- 3 自然環境保全地区において非常災害のために必要な応急措置として前条各号に掲げる行為をした者は、当該行為をした日から14日以内に、市長にその旨を届け出なければならない。
- 4 法令等に基づいて国の機関若しくは地方公共団体が行う行為、通常の管理行為又は軽易な行為のうち、自 然環境保全地区における自然環境の保全に支障を及ぼすおそれがないものと認められるものは、前2項の規

定は適用しない。

### (中止命令等)

第41条 市長は、自然環境保全地区における自然環境の保全のために必要があると認めるときは、第39条の規定に違反し、又は前条第1項の規定により許可に付せられた条件に違反した者に対し、当該行為の中止を命じ、又は相当の期間を定めて、原状回復を命じ、又は原状回復が著しく困難である場合には、これに代わるべき必要な措置を講ずべき旨を命ずることができる。

# (国等に関する特例)

第42条 国の機関又は地方公共団体が行う行為については、第39条の許可を受けることを要しない。この場合において、当該国の機関又は地方公共団体は、当該行為をしようとするときは、あらかじめ、市長に協議するものとする。

2 国の機関又は地方公共団体は、第40条第3項の規定により届出を要する行為をしたとき又はしようとするときは、これらの規定による届出の例により、市長にその旨を通知するものとする。

## 第6章 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造

第1節 ゆとりと潤いのある美しい環境の創造に関する施策の推進

第43条 市は、ゆとりと潤いのある美しい環境の創造を図るため、豊かな緑の創造及び地域の環境の美化等に関する施策を推進するものとする。

## 第2節 緑化の推進

### (公共施設の緑化)

第44条 市は、その設置し、又は管理する道路、公園、学校、庁舎等の施設(以下「公共施設」という。)について、計画的に樹木の植栽を行い、緑化の推進を図るものとする。

#### (工場等の緑化)

第45条 工場等の所有者及び管理者は、当該工場等について、樹木の植栽を行うよう努めるものとする。 2 市長は、工場等の所有者及び管理者に対し、当該工場等の樹木の植栽に関して必要な指導及び助言をする ことができる。

## 第3節 公共施設の修景

第46条 市は、その設置し、又は管理する公共施設が、地域の住民及びその利用者に潤いと安らぎを与えるとともに、その周囲の景観と調和するよう第14条に規定するもののほか、当該公共施設の設置、形状、意匠、 色彩、使用材質等に配慮し、当該公共施設の修景を図るものとする。

### 第4節 環境美化の促進

#### (環境美化行動の日)

第 47 条 事業者及び市民の間に広く環境美化についての関心と理解を得、環境美化を行う意欲を高めるため、環境美化行動の日を設けるものとする。

## (ごみ投棄等の禁止)

第 48 条 何人も、空き瓶、空き缶、紙くず、たばこの吸い殻等のごみの投棄及び街路又は公園その他公衆の 集合する場所で大小便をすることを禁止する。

## (市民によるごみの散乱防止)

第49条 市民は、その住居周辺の清掃に努めるとともに、家庭外において自ら生じさせたごみを持ち帰る等 ごみの散乱を防止しなければならない。

## (事業者によるごみの散乱防止)

第50条 事業者は、その事業活動に伴って生ずるごみの散乱を防止しなければならない。

2 容器入り飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に、空き容器等を回収する設備等を設置し、これの維持管理その他ごみの散乱を防止しなければならない。

### (土地の占有者等によるごみの散乱防止)

第51条 土地及び建物の占有者又は管理者(以下「土地の占有者等」という。)は、その占有し、又は管理する場所においてごみの散乱を防止し、みだりにごみを投棄されないような環境づくりに努めなければならな

#### (市民等の協力による散乱ごみの清掃)

第52条 市民、事業者及び土地の占有者等は、協力して地域における散乱ごみの清掃を行うものとする。

#### (市民等に対する支援)

第 53 条 市は、市民、事業者及び土地の占有者等が協力して行う地域における散乱ごみの清掃活動に関し、必要な支援を行うものとする。

### (環境美化区域の指定)

第54条 市長は、公園、道路、キャンプ場、スキー場その他公共の場所におけるごみの散乱及び大小便を禁止するため、当該公共の場所及びその周辺区域のうち、特に必要があると認める区域を環境美化区域として指定することができる。

- 2 市長は、環境美化区域を指定する場合には、その旨及びその区域を告示するものとする。
- 3 前項の規定は、環境美化区域の指定の変更及び解除について準用する。

#### (ごみ容器等の設置義務等)

第55条 環境美化区域内の公共の場所の管理者(以下この条において「管理者」という。)は、ごみの散乱及び大小便を禁止するために、必要な場所にごみ容器及び便所を設け、これを維持管理しなければならない。

- 2 管理者は、前項に定めるもののほか、その管理する公共の場所を利用する者に対し、ごみの散乱及び大小便を禁止するために必要な措置を講じなければならない。
- 3 環境美化区域内の公共の場所を利用する者は、前項の規定による管理者の指示に従わなければならない。
- 4 環境美化区域内において、容器入り飲料等を販売する事業者は、その販売する場所に空き容器等を回収する設備を設け、これを適正に維持管理しなければならない。

#### (空き容器を回収する設備の設置等の指導)

第56条 市長は、容器入り飲料等を販売する事業者に対し、空き容器等を回収する設備等の設置及び維持管理その他ごみ散乱防止、清掃について必要な指導を行うことができる。

## (関係法令の適用)

第57条 市は、ごみの投棄及び公衆の集合する場所において大小便をすることについて、罰則の定めのある 法令の規定に違反した者があるときは、当該法令の適用を積極的に図るものとする。

#### 第7章 地球環境の保全等

第1節 地球環境の保全等に関する施策の推進

第58条 市は、地球環境の保全等を図るため、地球温暖化の防止、オゾン層の保護等に関する施策を推進するものとする。

#### 第2節 地球の温暖化の防止

第59条 市は、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等に関する計画を策定するとともに、市民及び事業者との連携を深め、協動した行動を推進するため必要な措置を講じるよう努めるものとする。

### 第8章 環境審議会

第60条 環境基本法(平成5年法律第91号)第44条の規定に基づき、宍粟市環境審議会(以下「審議会」という。)を置くものとする。

- 2 審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
- (1) 環境基本計画に関し、第7条第3項に規定する事項を処理すること。
- (2) 市長の諮問に応じ、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議すること。
- 3 審議会は、前項に規定する事項に関し、市長に意見を述べることができる。
- 4 審議会の組織、委員及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

## 第8章の2 環境保全協議会

第60条の2 この条例の趣旨に基づき、自然環境及び社会環境を守り、市民の快適な生活環境の保全に努めるため、宍粟市環境保全協議会(以下「協議会」という。)を置くものとする。

2 協議会の事務、組織、委員、運営等に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第9章 雑則

### (報告の徴収)

第61条 市長は、公害の防止のために必要があると認めるときは、公害を発生させている者又は公害を発生させるおそれのある者に対し、必要な報告を求めることができる。

2 市長は、自然環境保全地区における自然環境の保全のために必要な限度において、第39条の許可を受けた者に対し、当該行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

## (立入検査)

第62条 市長は、公害の防止のために必要があると認めるときは、関係職員に工場等その他の場所に立ち入り、帳簿書類、機械設備その他の物件を検査し、又は関係人に対する指示若しくは指導を行わせることができる。

- 2 市長は、自然環境の保全のために必要があると認めるときは、関係職員に自然環境保全地区に立ち入り、 関係人に対する指示又は指導を行わさせることができる。
- 3 前2項の規定により立入検査等を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

#### (関係行政機関への要請)

第63条 市長は、前条第1項による立入検査を行った結果、必要があると認めるときは、関係行政機関にその措置を要請するものとする。

### (標識の設置)

第64条 市長は、自然環境保全地区又は環境美化区域を指定したときは、その旨を表示した標識を設置するものとする。

- 2 前項に規定する土地の所有者又は占有者は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設置された標識を市長の承諾を得ないで、移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

## (委任)

第65条 この条例の施行について必要な事項は、市長が定める。

## 第10章 罰則

第66条 次の各号のいずれかに該当する者は、5万円以下の罰金に処する。

- (1) 第25条及び第27条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- (2) 第 26 条第 2 項の規定による命令に違反した者
- (3) 第39条の規定に違反した者
- (4) 第40条第1項の規定により許可に付せられた条件に違反した者
- (5) 第41条の規定による命令に違反した者
- (6) 第61条第1項又は同条第2項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- (7) 第62条第1項又は同条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、又は忌避した者

## 附則

## (施行期日)

1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 24 条から第 27 条及び第 66 条の規定については、平成 17 年 10 月 1 日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この条例の施行の日の前日までに、合併前の山崎町環境美化条例(昭和62年山崎町条例第19号)、波賀町環境保全条例(平成6年波賀町条例第20号)、千種町環境保全条例(平成13年千種町条例第17号)、山崎町公害防止条例(昭和48年山崎町条例第22号)、山崎町自然保護条例(昭和48年山崎町条例第10号)、一宮町自然保護条例(昭和47年一宮町条例第29号)又は千種町自然保護条例(昭和48年千種町条例第4号)(以下これらを「合併前の条例」という。)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。
- 3 この条例の施行の日の前日までにした行為に対する罰則の適用については、なお合併前の条例の例による。

附則(平成 18 年 3 月 9 日条例第 21 号)

# (施行期日)

- 1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。
- (宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 宍粟市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成 17 年宍粟市条例第 45 号)の一部を次のように改正する。

(次のよう略)

附則(令和3年12月14日条例第32号) この条例は、公布の日から施行する。